1　品種登録の番号　第18355号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　ピンク　パンサー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　渡邉武夫　栃木県下都賀郡都賀町大字家中2971番地
7　出願公表の年月日　平成18年10月23日

1　品種登録の番号　第18356号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Pinus thunbergii Parl.
4　登録品種の名称　虹青（こうせい）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　佐賀県　佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号
7　出願公表の年月日　平成18年10月25日

1　品種登録の番号　第18357号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Ranunculus L.
4　登録品種の名称　ラズベリル
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　宮崎県　宮崎県宮崎市橘通東２丁目10番１号
7　出願公表の年月日　平成20年３月４日

1　品種登録の番号　第18358号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Saccharum L.
4　登録品種の名称　NiH25
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
7　出願公表の年月日　平成20年１月15日

1　品種登録の番号　第18359号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Saccharum L.
4　登録品種の名称　Ni26
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
7　出願公表の年月日　平成20年１月15日

1　品種登録の番号　第18360号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Scutellaria costaricana H. Wendl.
4　登録品種の名称　ＧＡＲＢＯ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Sunny Gronnegyden Aps　Gronnegyden 148, Lumby, 5270 Odense N, Denmark
7　出願公表の年月日　平成20年10月２日

1　品種登録の番号　第18361号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sparassis crispa Wulf. : Fr.
4　登録品種の名称　ＫＳＣ－03号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社かつらぴ産業　和歌山県伊都郡かつらぴ町大字丁ノ町2244番地
7　出願公表の年月日　平成17年８月10日

1　品種登録の番号　第18362号
2　品種登録の年月日　平成21年７月31日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sparassis crispa Wulf. : Fr.
4　登録品種の名称　ＫＳＣ－Ｈ２号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社かつらぴ産業　和歌山県伊都郡かつらぴ町大字丁ノ町2244番地
7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置くので縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第二十項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九条の五第二十項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づき、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用する。

平成二十一年七月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

租税特別措置法施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九条の五第二十項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準

租税特別措置法施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九条の五第二十項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号。以下「商店街活性化法」という。）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画　次のいずれにも該当すること。

イ　当該認定商店街活性化事業計画に係る商店街振興組合等（商店街活性化法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。以下同じ。）の組合員又は所属員の数が二十人以上（当該認定商店街活性化事業計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人以上）であること。

ロ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者等（商店街振興組合等の組合員又は所属員が当該認定商店街活性化事業計画に係る施設の敷地面積の合計のうち中小企業者（商店街活性化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が新設し、又は改造する当該店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の三分の一以上（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動用の施設（以下「空き店舗等」という。）を活用する場合であって、次に掲げる要件に該当すると認められるときは、五人以上）が当該事業に参加すること。

(1)　当該空き店舗等が当該商店街振興組合等の地区に属するものであって、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。

(2)　当該商店街振興組合等が、(1)の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。

(3)　(2)の事業を行おうとする者が、(1)の構想に従って事業を行うことを約していること。

ニ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の二分の一以上が当該事業に参加すること。

二　商店街活性化法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画　当該認定商店街活性化支援事業計画に従って新たに設置される研修施設において、当該研修施設が設置される場所をその地区に含む商店街振興組合等の組合員又は所属員の二分の一以上が参加する商店街活性化法第二条第三項に規定する研修を、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づき毎年度一回以上実施すること。

ハ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員が当該認定商店街活性化事業計画に係る店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する当該店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者（商店街活性化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が新設し、又は改造する当該店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の三分の一以上（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動用の施設（以下「空き店舗等」という。）を活用する場合であって、次に掲げる要件に該当すると認められるときは、五人以上）が当該事業に参加すること。

(1)　当該空き店舗等が当該商店街振興組合等の地区に属するものであって、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。

(2)　当該商店街振興組合等が、(1)の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。

(3)　(2)の事業を行おうとする者が、(1)の構想に従って事業を行うことを約していること。

ニ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の二分の一以上が当該事業に参加すること。

二　商店街活性化法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画　当該認定商店街活性化支援事業計画に従って新たに設置される研修施設において、当該研修施設が設置される場所をその地区に含む商店街振興組合等の組合員又は所属員の二分の一以上が参加する商店街活性化法第二条第三項に規定する研修を、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づき毎年度一回以上実施すること。

ホ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員が当該認定商店街活性化事業計画に係る店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する当該店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者（商店街活性化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が新設し、又は改造する当該店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の三分の一以上（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動用の施設（以下「空き店舗等」という。）を活用する場合であって、次に掲げる要件に該当すると認められるときは、五人以上）が当該事業に参加すること。

(1)　当該空き店舗等が当該商店街振興組合等の地区に属するものであって、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。

(2)　当該商店街振興組合等が、(1)の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。

(3)　(2)の事業を行おうとする者が、(1)の構想に従って事業を行うことを約していること。

ニ　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の二分の一以上が当該事業に参加すること。

ヘ　当該認定商店街活性化事業計画が、商店街活性化法第二条第一項第三号から第七号までに掲げる者をいう。）であること。